

公表対象随意契約一覧

盛岡赤十字病院

物品等又は役務の名称	数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方 の氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約による こととした理由	その他の必要な 事項（備考）
膀胱尿道ビデオスコープセット（H D－C Y Fセットプラン）	1	事務部管財課 盛岡市三本柳6-1-1	令和5年4月1日	きたざんリース・システム(株) 盛岡市材木町2番23号 きたざん材木町ビル4F	6,101,700円	競争に付し、再度の入札をしても落札者がいない （日本赤十字社会計規則施行細則36条）	
A.T.S.4000タニケットシステム	1	事務部管財課 盛岡市三本柳6-1-1	令和5年4月5日	共立医科器械(株) 盛岡市愛宕町15番9号	1,249,600円	予定価格が ¹ 160万円を超えない財産の買入に該当するため。（日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2号）	

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合は、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときには、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更をくわえることその他の所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。